

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
大雪林業株式会社	北海道旭川市神楽3条5丁目3番2号

2 指名停止期間

林産物の売払い

平成26年11月26日～平成26年12月25日（1ヵ月）

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、北海道森林管理局上川中部森林管理署が発注した製品生産請負事業（26年度上川中部署美瑛地区その2保全整備（誘導伐・植付等）第5号）の作業において、十分な現地確認等を怠ったことから、隣接する区域を本来の作業地である1009林班と、れ小班と誤認し、立木144本を誤って伐採したものである。

このことは「物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（別表第1、第2関係）第12号（不正又は不誠実な行為）に該当する事実があるため。

参 考

物品の製造契約及び役務等契約指名停止等措置要領（抜粋）

別表 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準（第1、第2関係）	
措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）